○　愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則施行規程

（平成10年3月31日
平成10年規程第7号）

改正　平成13年3月1日規程第1号
平成16年3月5日規程第2号
平成19年11月29日規程第5号
令和3年2月25日規程第6号
令和7年2月20日規程第6号

（趣旨）

第１条　この規程は、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、「職員」、「内国旅行」、「本邦」、「外国旅行」、「外国」、「出張」、「旅行命令権者」、「赴任」、「帰住」、「遺族」、「配偶者」又は「退職等」とは、それぞれ、規則第１条、第２条第１号から第７号まで又は第３条第２項第１号に規定する職員、内国旅行、本邦、外国旅行、外国、出張、旅行命令権者、赴任、帰住、遺族、配偶者又は退職等をいう。

２　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　職務の級　愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第９号。以下「給与規則」という。）第７条に規定する給料表による職務の級

(2)　家族　内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

（令7規程6・追加）

（規則第２条第７号に規定する規程で定める者等）

第３条　規則第２条第７号に規定する規程で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者

(2)　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第１項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第４条に規定する軌道経営者

(3)　海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の３第２項に規定する船舶運航事業者

(4)　航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業を経営する者

(5)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第９条第７項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6)　旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業を営む者

(7)　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第７条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第１項に規定する貨物利用運送事業者

(8)　外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9)　割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（愛知県都市職員共済組合との契約によりカード等（同法第２条第３項第１号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

２　規則第２条第７号に規定する規程で定めるものは、役務及びカード等とする。

（令7規程6・追加）

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第４条　規則第３条第５項に規定にする規程で定めるものは、規則第８条第２項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1)　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第６条第１項各号、第７条第１項各号、第８条第１項各号及び第９条各号に掲げる各費用について、当該各条及び規則第６条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2)　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第10条、第11条、第13条、第14条、第15条及び第16条並びに規則第６条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3)　前２号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（令7規程6・一部改正）

（規則第３条に規定する規程で定める事情等）

第４条の２　規則第３条第５項に規定する規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　規則第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2)　規則第３条第１項及び第２項（第１号及び第４号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第13条、第15条第１項及び第18条第２項に基づく旅費の支給を受けることができ

る場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

２　規則第３条第６項に規定する規程で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1)　交通事故その他の規則第３条第６項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2)　前項第２号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

３　規則第３条第６項に規定する規程で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1)　現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため規則の規定により支給することができる額

(2)　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

（令7規程6・全部改正）

（規則第６条に規定する規程で定める種目及び内容）

第５条　規則第６条に規定する規程で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（平 13 規程 1、平 16 規程 2、平 19 規程 5・一部改正、令 7 規程 6・全部改正）

（旅行命令等の通知）

第５条の２　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第１項で定める事項を職員に通知しなければならない。

（令7規程6・一部改正）

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第５条の３　規則第４条第４項に規定する必要な事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職とする。

２　旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属課、職、氏名、職務の級、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

３　旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

（令7規程6・全部改正）

（旅行命令等の変更の申請）

第５条の４　旅行者は、規則第５条第１項又は第２項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（令7規程6・追加）

（鉄道賃）

第６条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他第３項に定めるものをいう。次項及び第９条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　運賃

(2)　急行料金

(3)　寝台料金

(4)　座席指定料金

(5)　特別車両料金（外国旅行に限り、職務の級が７級以上の者に限る。）

(6)　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が６級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

３　第１項に規定する定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2)　軌道法第１条第１項に規定する軌道に類するもの

(3)　外国における前２号に掲げるものに相当するもの

（令7規程6・追加）

（船賃）

第７条　船賃は、船舶（海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他第３項に定めるものをいう。次項及び第９条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　運賃

(2)　寝台料金

(3)　座席指定料金

(4)　特別船室料金（外国旅行に限り、職務の級が７級以上の者に限る。）

(5)　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された船

舶により職務の級が６級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

３　第１項に規定する定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2)　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（令7規程6・追加）

（航空賃）

第８条　航空賃は、航空機（航空法第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他第３項に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　運賃

(2)　座席指定料金

(3)　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1)　外国旅行に限り、職務の級が７級以上の者が移動するとき及び職務の級が６級又は５級の者が長時間にわたる移動として第４項に定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額

(2)　外国旅行に限り、運賃の等級が３以上に区分された航空機により職務の級が７級以上の者が移動するとき及び職務の級が６級又は５級の者が特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

(3)　外国旅行に限り、職務の級が４級以下の者が著しく長時間にわたる移動として第５項に定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額

３　第１項に規定する定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　航空法第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2)　外国における前号に掲げるものに相当するもの

４　第２項第１号に規定する定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が８時間以上の移動とする。

５　第２項第３号に規定する定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

（令7規程6・追加）

（その他の交通費）

第９条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　道路運送法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2)　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3)　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4)　前３号に掲げる費用に付随する費用

（令7規程6・追加）

（宿泊費）

第10条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第１に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次項及び第３項に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

２　前項に規定する定める場合は、内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次に掲げるものに該当すると認めるときとする。

(1)　業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

３　第１項に規定する定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1)　業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2)　為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

（令7規程6・追加）

（包括宿泊費）

第11条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第６条から第９条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（令7規程6・追加）

（宿泊手当）

第12条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第２に定める１夜当たりの定額とする。

２　宿泊手当の額は、規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1)　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の２の額

(2)　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の１の額

３　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前２項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第２のとおりとする。ただし、規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の３分の１の額とする。

４　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（令7規程6・追加）

（転居費）

第13条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第１項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次項に定める方法により算定される額とする。

２　前項に規定する定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)　運送業者は家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2)　旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3)　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第１号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

３　前項の算定に当たっては、規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他による支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。

４　職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前２項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（令7規程6・追加）

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第13条の２　同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における勤務所の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（令7規程6・追加）

（着後滞在費）

第14条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（令7規程6・追加）

（家族移転費）

第15条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1)　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2)　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

２　旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

（令7規程6・追加）

（渡航雑費）

第16条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして次項に定める費用の額とする。

２　前項に規定する定める費用は、次に掲げる費用（業務のため特に必要とするものに限る。）とする。

(1)　保険料

(2)　医薬品の購入に係る費用

(3)　携行品の購入に係る費用

(4)　健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5)　前項に規定する費用に類する又は付随する費用

(6)　前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして理事長が定める費用

（令7規程6・追加）

（死亡手当）

第17条　死亡手当は、職員の外国における死亡（規則第３条第２項第５号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第３に定める定額とする。

（令7規程6・追加）

（退職者等の旅費）

第18条　規則第３条第２項第１号又は第４号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて第４項に定めるものとする。

２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

３　理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

４　第１項に規定する定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1)　規則第３条第２項第１号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧勤務所に旅行するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新勤務所に旅行するものとして計算した旅費

(2)　規則第３条第２項第４号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から勤務所に旅行するものとして計算した旅費

(3)　前号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において規則第３条第２項第４号の規定により支給する旅費は、前号の規定に準じて理事長が定めるものとする。

（令7規程6・追加）

（遺族等の旅費）

第19条　規則第３条第２項第２号、第３号又は第５号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次項に定めるものとする。

２　前項に規定する定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1)　職員が規則第３条第２項第２号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職

員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2)　規則第３条第２項第３号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3)　規則第３条第２項第５号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ　出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

３　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、規則第２条第６号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（令7規程6・追加）

（旅行依頼に係る旅費）

第19条の２　規則第３条第４項の規定により支給する旅費は、旅行者の職務の級を給料表の適用を受ける者の職務の級に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、理事長が定めることができる。

（令7規程6・追加）

（旅費の支給額の上限）

第20条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第６条第１項各号、第７条第１項各号、第８条第１項各号及び第９条各号に掲げる各費用について、当該各条及び規則第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第１項及び第16条並びに規則第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（令7規程6・追加）

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項）

第21条　規則第７条第１項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　次号及び第３号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

(2)　規則第３条第１項に規定する赴任に係る旅費又は同条第２項第１号及び第４号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概

算請求書

(3)　規則第３条第２項（第１号及び第４号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

(4)　規則第３条第５項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

(5)　規則第３条第６項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

(6)　規則第３条第７項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

２　規則第７条第１項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、理事長が別に定める資料とする。

３　規則第７条第７項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第４の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第５の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

４　旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第４中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、理事長が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第１項第６号に掲げる請求書に代えることができる。

５　旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

６　前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

７　旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

（令7規程6・追加）

（旅費の精算に係る期間）

第22条　規則第７条第２項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して２週間とする。

２　規則第７条第３項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して２週間とする。

（令7規程6・一部改正）

（給与の種類）

第23条　規則第７条第４項及び第10条第２項に規定する給与の種類は、給与規則に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（令7規程6・追加）

（通勤手当との調整）

第24条　旅行者が給与規則第15条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅

行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（令7規程6・追加）

（勤務所以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第25条　勤務所（旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務所等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

２　既に旅行している者が、旅行地から勤務所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務所以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（令7規程6・追加）

（本邦通過の場合の旅費）

第26条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

２　前項本文の場合において、第15条第１項第１号の規定の運用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（令7規程6・追加）

（年度経過等による区分）

第27条　移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（令7規程6・追加）

（委任）

第28条　この規程に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その他この規程の実施のため必要な事項は、理事長が定める。

（令7規程6・追加）

別表第１　宿泊費基準額（第10条関係）

本邦（外国については国家公務員の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第二に準ずる）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

（令7規程6・追加）

別表第２　宿泊手当（第12条関係）

本邦（外国については国家公務員の旅費支給規程別表第三に準ずる）

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	2,400円

（令7規程6・追加）

別表第３　死亡手当（第 17 条関係）

区分	死亡手当
全ての者	930,000円

（令7規程6・追加）

別表第４　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第21条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	旅行命令権者の職名及び氏名 請求者の所属課、職名、職務の級及び氏名、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額、請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	旅行命令権者の職名及び氏名 請求者の所属課、職名、職務の級及び氏名、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額、請求年月日、概算額、精算額、追給額及び返納額
死亡時旅費請求書	旅行命令権者の職名及び氏名 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属課、職名、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属課、職名、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額、種目及びその金額、請求年月日
旅費損失請求書	旅行命令権者の職名及び氏名 請求者の所属課、職名、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額、種目及びその金額、損失事由、請求年月日
旅費喪失請求書	旅行命令権者の職名及び氏名 請求者の所属課、職名、職務の級及び氏名、請求額、喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額、喪失事由、請求年月日

備考

1　旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

2　概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。

３　請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

（令7規程6・追加）

別表第５　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第21条関係）

区分	記載事項又は記録事項
１　鉄道賃	第６条第１項第１号に掲げる運賃、同項第２号から第５号までに掲げる料金及び同項第６号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
２　船賃	第７条第１項第１号に掲げる運賃、同項第２号から第４号までに掲げる料金及び同項第５号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
３　航空賃	第８条第１項第１号に掲げる運賃、同項第２号に掲げる座席指定料金及び同項第３号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
４　その他の交通費	金額
５　宿泊費	夜数及び金額
６　包括宿泊費	夜数及び金額
７　宿泊手当	夜数及び金額
８　転居費	金額
９　着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
10　家族移転費	第１号から第７号まで及び第９号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
11　渡航雑費	金額
12　死亡手当	定額

（令7規程6・追加）

附　則

１　この規程は、平成10年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則（平成13年３月１日規程第１号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則（平成16年３月５日規程第２号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成19年11月29日規程第５号）

この規程は、公告の日から施行する。

附　則（令和３年２月25日規程第６号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月 20 日規程第６号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則施行規程